

会員 各位

古河市商工会
会長 石川康夫
古河市商工会建設業部会
部会長 高橋 正
<公印省略>

ローラーの運転の業務に係る特別教育の開催について

(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今回、(株)安全衛生推進会茨城教育センターのご協力により、標記教育を下記により実施いたします。

労働安全衛生法第59条3項の規定に基づき、締固め用建設機械（ローラー）の運転の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全衛生のための特別教育を実施しなければならないとされています。

つきましては、下記事項にご留意の上、お申込み下さいますようご案内申し上げます。

《対象機種》

タイヤローラー、振動ローラー、ロードローラー、ハンドガイドローラー

1. 受講対象者

ローラーの運転業務に従事する満18才以上の方（受講日現在）

2. 開催日及び場所

開催日	講習会場
令和3年5月27日（木）～28日（金）	古河市商工会三和事務所

3. 講習科目及び時間割

	科 目	時 間
学科（5/27）	受付	8：30～
	ローラーに関する知識	8：50～12：00（3時間）
	昼休憩	12：00～12：50（50分）
	ローラーに関する知識	12：50～13：50（1時間）
	運転に必要な一般知識	13：55～14：55（1時間）
	関係法令	15：00～16：00（1時間）
実技（5/28）	受付	8：20～
	ローラーの運転方法	8：30～12：30（4時間）

4. 受講料 (会員) 12,600円 (非会員) 14,000円

※テキストは当日貸出します。

5. 定員 30名 ※定員になり次第締切ります

(受講希望者が10名に満たない場合、中止になることがありますのでご了承下さい。)

6. 受講申込方法

下記書類を準備していただき、古河市商工会総和事務所・三和事務所までお申し込みください。

①受講申請書(商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード)

②受講料(テキスト貸出)

③証明写真 1枚(縦3cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの)

7. 修了証の交付

全科目修了者には「ローラーの運転の業務に係る特別教育」修了証を即日交付します。

8. その他

①実技当日 保護帽(ヘルメット)、長袖作業服、安全靴等の準備をお願いします。(雨天時、雨具)

②無断で欠席された場合、受講料金は返還しません。

③テキストは受付会場でお渡しします。

④記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。

⑤遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。

⑥受講希望者が10名に満たない場合、中止になることがありますのでご了承下さい。

⑦講習中はスマートフォン・携帯電話の電源を切るか、マナーモードにして下さい。

⑧新型コロナウイルスの予防、感染拡大防止の為手洗い消毒及びマスクの着用をお願いします。

9. 問合せ先 古河市商工会総和事務所 TEL 0280-92-4500